

イベント補助金・エネルギー価格高騰補助金のお知らせ

●皆野町にぎわい創出補助金

町内のにぎわい創出を目的とした新規の商業・観光イベントを実施する団体に対して補助金を交付します。

対 象 3人以上で構成される団体

※町内に住所または事業所を有するかたが在籍していることが条件です。
 ※共同開催のイベントが対象で、単独で実施するイベントに出演しているだけの場合は該当しません。

対象事業 町内で実施される新規の商業・観光イベント

※特定の者の営業利益のみを追及している事業や町の助成を既に受けている事業、政治活動・宗教活動に関する事業などは対象外です。
 ※具体的な補助金の交付可否は、事業計画書やヒアリングにより判断します。

補 助 率 イベント経費の1/3(補助金額の上限20万円/下限1万円)

※一部補助対象外の経費があります(食糧費など)。

申請期限 イベントを行う1か月前までに申請書などを産業観光課に提出

※予算に限りがあるため、予定額に達ししだい受付を終了します。



詳細はこちら

●エネルギー価格高騰対策 各種補助金

名称	エネルギー価格高騰対策給付金 (皆野町エネルギー価格高騰対策 支援給付金)	中小企業省エネ化設備導入補助金 (エネルギー価格高騰対策省エネ化設備導入 補助金)	中小企業おうえん補助金 (エネルギー価格高騰対策中小企業者応援 補助金)
内容	エネルギー価格高騰の影響を受ける事業者に対する給付金の交付	エネルギー価格の高騰に対応できるよう設備の設置を行う際の経費の一部補助	エネルギー価格が高騰するなかで行う新規の取組事業などの経費の一部補助
対象者	町内の中小企業者など(町内在住の個人事業主・社会福祉法人・医療法人・NPO法人含む)	町内に事業所または店舗を有する中小企業者など (社会福祉法人・医療法人・NPO法人含む)	
対象事業	-	令和6年4月1日以降に省エネ設備を導入する事業	令和6年4月1日以降に実施する次の事業 ①新規の製品製造・生産(サービス)提供体制構築 ②新規創業
対象経費	-	省エネ機器(注)の新規購入・設置に係る費用(既存機器の撤去費用含む) (注) ・5万円(税抜)以上のもの ・一定の省エネ基準を満たすもの ・エアコン、LED照明機器、LED電球、冷凍庫、冷蔵庫、温水機器、エコキュート、ショーケース、複写機、複合機、プリンター、ガス調理器具など	・原材料/副資材費 ・機器/車両など購入費またはリース費用 ・外注費 ・免許などの取得・登録費 ・消耗品費(文房具および事務用品を除く)
補助金額	一律5万円 ※農業者物価高騰等対策支援金の交付を受けている場合は対象外	対象経費の1/3(上限20万円、1事業者につき1回まで) ※他の補助制度の対象となった経費は対象外	対象経費の1/2(上限50万円、1事業者につき1回まで) ※他の補助制度の対象となった経費は対象外
申請受付期間	令和7年2月28日(金)まで ※予算に限りがあるため、予定額に達ししだい受付終了。		
申請受付	町商工会		

問合せ 町商工会 産業観光課(8番窓口) ☎62-1311 ☎62-1462



詳細はこちら